

廿日市市再生可能エネルギーと地域との調和に関する条例（仮称） 骨子案

1 条例の目的

この条例は、本市における再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等の保全及び災害の防止に寄与し、もって再生可能エネルギーと地域との調和を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力及びバイオマスをいう。
- (2) 発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 発電事業を計画しこれを実施する者、又はこれを既に実施している者（国及び地方公共団体を除く）をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (6) 周辺住民等 発電事業により生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

4 事業者の責務

- (1) 事業者は、関係法令の規定を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、発電事業の実施について理解を求める、地域住民との良好な関係を築くよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、自然配慮型の発電設備の導入に努めなければならない。

5 適用事業

発電出力が50キロワット以上（抑制区域内に設置する場合は10キロワット以上）の事業を対象とする。ただし、建築物の屋根、屋上又は壁面に発電設備を設置する事業を除く。

6 抑制区域

- (1) 市長は、次のいずれかの理由により、特に配慮が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、発電事業の抑制を求める区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。
 - ア 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い場所であること。
 - イ 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる場所であること。
 - ウ 特色ある景観として良好な状態が保たれている場所であること。
 - エ 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある場所であること。
 - オ その他市長が必要と認める区域
- (2) 事業者は、再生可能エネルギー発電事業に係る事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない。
- (3) 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、事前協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許可、認可その他これらに類する処分について協議を行わなければならない。

7 事前協議

事業者は、発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、届出前に市長と協議しなければならない。

8 周辺住民等への説明等

- (1) 事業者は、事業を実施しようとするときは、届出前に、周辺住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。
- (2) 事業者は、説明会において周辺住民等の理解を得られるよう努めなければならない。
- (3) 周辺住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業内容等について意見を申し出ることができる。この場合において、事業者は、意見に対する見解を記載した書面を作成し、周辺住民等に交付の上、誠意をもって協議しなければならない。

9 事業計画の届出

- (1) 事業者は、設置工事に着手する日の30日前までに、事前協議及び周辺住民等の意見を踏まえた事業計画について、市長に届け出なければならない。
- (2) 事業者は、届出事項を変更しようとするとき、又は設置工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

10 標識の設置

- (1) 事業者は、設置工事に着手するときは、事業区域の外部から見えやすい場所に、標識を設置しなければならない。
- (2) 標識は、発電設備を撤去する日まで設置するものとする。

11 事業開始の届出

- (1) 設置工事が完了し、発電事業を開始したときは、速やかに事業の内容について、市長に届け出なければならない。
- (2) 事業者は、届出事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

12 適正な維持管理

- (1) 事業者は、発電設備を撤去するまでの間、発電設備及びその事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。
- (2) 事業者は、事故、災害等による発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該発電設備の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事業者は、必要な措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

13 費用の確保

- (1) 事業者は、発電設備の維持管理及び廃棄等費用を確保しなければならない。
- (2) 事業者は、事故等の発生に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう

努めなければならない。

14 事業の廃止等

- (1) 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、発電設備の稼働を停止する日の30日前までに市長に届け出なければならない。
- (2) 事業者は、発電設備を撤去及び処分するときは、法令等の規定に基づき適切に処理しなければならない。
- (3) 事業者は、発電事業の廃止に伴い発電設備を撤去したときは、市長に届け出なければならない。

15 報告の徴収

市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

16 立入調査

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をすることができる。

17 助言又は指導

市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

18 励告

市長は、事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ア 事前協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。
- イ 必要な説明会を開催しなかったとき、又は虚偽の説明をしたとき。
- ウ 事業計画、事業開始、事業の廃止の届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- エ 標識を設置していないとき。
- オ 適正な維持管理を怠り、又措置を講じなかつたことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

- カ 発電事業に関する報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- キ 立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ク 助言又は指導に正当な理由なく従わなかつたとき。

19 公表

- (1) 市長は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、その事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)、勧告の内容、当該勧告に従わなかつた事実を公表することができる。
- (2) 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ公表に係る事業者に対し、弁明の機会を与えるなければならない。

20 関係機関への報告

市長は、事業者が、助言又は指導若しくは勧告に正当な理由なく従わないときは、国、県その他関係機関へ報告することができる。

21 附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

抑制区域案

抑制区域	根拠法令等	備考
砂防指定地	砂防法第2条	
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項	
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項	
保安林	森林法第25条第1項	
国立公園及び国定公園 (特別保護地区及び特別地域)	自然公園法第20条第1項及び第21条第1項	
県自然環境保全地域内の特別地区	広島県自然環境保全条例第16条第1項	
県指定鳥獣保護区 (特別保護地区及び鳥獣保護区)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項及び第29条第1項	
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1	
自然共生サイト	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第9条第1項及び第11条第1項	自然配慮型の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合を除く
風致地区	都市計画法第8条第1項第7号	
景観重点区域	廿日市市景観条例第9条	
世界文化遺産(緩衝区域を含む)	世界の文化遺産及び自然の遺産の保護に関する条約第11条1	
国指定史跡名勝天然記念物の所在地 重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第109条第1項及び第144条第1項	
県指定史跡名勝天然記念物の所在地	広島県文化財保護条例第36条1項	
市指定史跡名勝天然記念物の所在地	廿日市市文化財保護条例第3条第1項 廿日市市文化財保護条例施行規則第3条第4号	
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号	當農型太陽光発電設備を設置する場合を除く